

介護保険だより

平成27年10月号

群馬県国民健康保険団体連合会

利用者負担割合見直しに伴う返戻について

介護保険法及び関係政省令の一部改正に伴い平成27年8月1日から、一定以上の所得のある方の利用者負担割合の見直しが行われ、65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上（単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上）の方については、利用者負担割合が1割から2割に変更されました。

今回の制度改正による割合相違の返戻については、「12SA」と「ASSA」というエラーコードにて返戻になりますので、各保険者（市区町村）から発行される「介護保険負担割合証」を介護保険被保険者証と併せて確認し、再請求を行っていただきますようお願いいたします。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成27年9月審査分

平成27年9月 日

事業所（保険者）名 介護事業所

1 頁

群馬県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かご 知子	請	H27.8	51		21.142	B	保険給付率：市町村認定の給付率と相違	12SA
990000 △△市	0000000001 かご 知子	請	H27.8	51		21.142	B	保険請求額：記載された値が計算値を超過	ASSA

内容・・・保険給付率：市町村認定の給付率と相違

原因・・・受給者台帳の給付率と請求した給付率が相違することに伴い、受給者台帳の給付率に基づき計算された値を超えているためエラーとなります。

対応・・・請求した給付率が正しいかを確認し、誤っている場合は正しい給付率および請求額に修正のうえ、再請求して下さい。なお、給付率に誤りがない場合は、国保連合会に登録している給付率と相違がないか、保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。

「備考」欄 エラーコード=12SAとなる請求明細書の例（この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

被保険者番号 (7桁)	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1						
	氏名						

サービス内容	サービスコード	単位数	回数 回数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
福祉施設Ⅱ3	5 1 1 1 3 5	6 8 2	3	1 2 1 1 4 2			1
合計							

① 保険者が国保連合会に登録している受給者台帳の給付率と、請求明細書の給付率が異なっているため、12SAエラーとなります。なお、国保連合会は、保険者が登録している給付率に補正します。

区分	保険分	公費分
① 単位数合計	2 1 1 4 2	
② 単位数単価	1 0 0 0	円/単位
③ 給付率	9 0 /100	
④ 請求額 (円)	1 9 0 2 7 8	
⑤ 利用者負担額 (円)	2 1 1 4 2	

② 補正した給付率を基に国保連合会システムで再計算します。
 単位数合計：21,142
 単位数単価：10,00円
 給付率：80%
 請求額：169,136円
 利用者負担額：42,284円

③ 請求明細書に入力（記入）されている請求額“190,278円”の方が再計算した請求額“169,136円”より大きいいため、ASSAエラーとなります。

被保険者番号	被保険者名	保険給付率
000000001	介護 太郎	80%

受給者台帳
(保険者(A市)が国保連合会に登録している受給者の情報)

エラーの原因と対応

原因・・・
 受給者台帳の給付率と請求した給付率が相違することに伴い、請求明細書入力（記入）されている請求額“190,278円”の方が、給付率を訂正して再計算した請求額“169,136円”より大きいため、エラーとなっています。

対応・・・
 給付率、請求額、利用者負担額を修正し、再請求して下さい。
 請求内容に誤りがない場合は、保険者が国保連合会に登録している給付率に誤りがないか保険者へ照会して下さい。

→ 突合を行う箇所
 → 国保連合会が点検時に見る箇所

ISDN回線及び帳票（紙）での請求について

ISDN回線及び帳票（紙）での請求について、現在どちらの方法でも請求は可能ですが、平成26年8月15日公布の「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」に基づき、**平成29年度いっぱい（平成30年3月31日まで）で、ISDN回線による請求は認められなくなります。**

また、帳票（紙）による請求についても従業員が65歳以上等、特別な事情により請求方法を変更できない場合に限り、事前に審査支払機関に届出を行い、認められた事業所のみが帳票（紙）による請求ができることと変更されました。

新たに伝送での請求に変更される際には、上記の状況を考慮のうえ、**インターネット請求を検討していただきますようお願いいたします。**

問い合わせ先



群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）
 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8 市町村会館 2 階
 TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
 ホームページ <http://www.gunmakokuho.or.jp>



国保連合会